

公益財団法人広島大学教育研究支援財団 役員等の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 本規程は、役員等の報酬等に関する事項を定めることにより、その報酬等が適正に支払われることを図ることを目的とする。

第2条 本規程は、平成28年4月1日から施行する。

(報酬)

第2条

(費用弁償)

第3条

(支給基準の改廃)

第4条

(補則)

第5条

附 則